

(単位)

(単位:円)

(単位:円)

要介護度	種別	介護保険一部負担額											食費・居住費 負担額				利用料合計				
		施設サービス費(多床室)	施設サービス費(個室)	日常生活補給料	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜間職員配置加算(Ⅰ)	栄養マネジメント加算	1日当り合計単位	30日当り合計単位	口腔衛生管理体制加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	負担割合	地域加算 1単位10.14円	負担段階	食費	居住費	合計	30日当り合計	負担割合 1割	負担割合 2割
1	2・4人室	547		36	4	8	13	14	622	18,660	30	1103	1割	20,070	第1段階	300	0	300	9,000	29,070	49,140
													2割	40,140	第2段階	390	370	760	22,800	42,870	62,940
	個室	547	36	4	8	13	14	622	18,660	30	1103	1割	20,070	第3段階	650	370	1,020	30,600	50,670	70,740	
												2割	40,140	第4段階	1,380	840	2,220	66,600	86,670	106,740	
2	2・4人室	614		36	4	8	13	14	689	20,670	30	1221	1割	22,228	第1段階	300	0	300	9,000	31,228	53,456
													2割	44,456	第2段階	390	370	760	22,800	45,028	67,256
	個室	614	36	4	8	13	14	689	20,670	30	1221	1割	22,228	第3段階	650	370	1,020	30,600	52,828	75,056	
												2割	44,456	第4段階	1,380	840	2,220	66,600	88,828	111,056	
3	2・4人室	682		36	4	8	13	14	757	22,710	30	1342	1割	24,419	第1段階	300	0	300	9,000	33,419	57,838
													2割	48,838	第2段階	390	370	760	22,800	47,219	71,638
	個室	682	36	4	8	13	14	757	22,710	30	1342	1割	24,419	第3段階	650	370	1,020	30,600	55,019	79,438	
												2割	48,838	第4段階	1,380	840	2,220	66,600	91,019	115,438	
4	2・4人室	749		36	4	8	13	14	824	24,720	30	1460	1割	26,577	第1段階	300	0	300	9,000	35,577	62,154
													2割	53,154	第2段階	390	370	760	22,800	49,377	75,954
	個室	749	36	4	8	13	14	824	24,720	30	1460	1割	26,577	第3段階	650	370	1,020	30,600	57,177	83,754	
												2割	53,154	第4段階	1,380	840	2,220	66,600	93,177	119,754	
5	2・4人室	814		36	4	8	13	14	889	26,670	30	1575	1割	28,671	第1段階	300	0	300	9,000	37,671	66,342
													2割	57,342	第2段階	390	370	760	22,800	51,471	80,142
	個室	814	36	4	8	13	14	889	26,670	30	1575	1割	28,671	第3段階	650	370	1,020	30,600	59,271	87,942	
												2割	57,342	第4段階	1,380	840	2,220	66,600	95,271	123,942	

※ 入所後30日間は、初期加算として 30単位/日 が加算されます。

※ 利用者様の病状等により、療養食加算として 18単位/日 が加算されます。

※ 入所期間中に、入院または外泊された場合、1か月に6日を限度として 246単位/日 で算定いたします。

※ 65歳以上の被保険者の合計所得金額160万円以上の方(単身で年金収入のみの場合、280万円以上)は、介護保険利用者負担割合が2割になります。

負担段階の区分		介護保険の給付の対象とならないサービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	・特別な行事等の材料費 ・特別食の食費
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	・理容サービス ・その他の日常生活費 実費
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって利用者負担段階第2段階以外の人	・預り金出納管理費 100円/日
第4段階	本人及び世帯内に住民税課税者がいる場合	・その他の費用 電化製品持込料 テレビ100円/日・パソコン200円/日

※ 指定介護老人福祉施設サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は利用者の負担になります。

※ 介護保険の給付の対象とならないサービスについての詳細は、お気軽にお問い合わせください。